

# 市有船舶売却一般競争入札申込要領

## 1 入札物件

入札物件の詳細については、8ページに記載している「物件説明書」をご覧ください。  
入札への参加を希望される方は、この要領の記載事項をご承知の上、申込んでください。

## 2 入札参加申込みの受付期間等

- (1) 受付期間 令和6年5月9日(木)～令和6年5月22日(水)  
(ただし、次に掲げる閉庁日を除く。)  
日曜日及び土曜日
- (2) 受付時間 午前9時00分～午後5時00分  
(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- (3) 受付場所 江田島市 総務部 財政課 (江田島市役所本庁3階)  
江田島市大柿町大原 505 番地  
TEL 0823-43-1629 (直通)
- (4) 郵送の場合 当日消印有効

## 3 入札参加者の資格

- (1) 入札には、個人、法人を問わず参加することができます。(共有を目的とした、2名以上の連名による参加も可能です。)ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当し、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ② 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の3第1項の規定に該当する者
  - ③ 江田島市及び自らの住所・居所・所在地の市区町村税・料を滞納している者
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号並びに同条第6号に該当する者(以下「暴力団等」という。)
- (2) 入札参加資格の確認のため、入札参加者の次に掲げる情報を警察当局に照会することがあります。照会の結果、入札参加者が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該入札参加者の資格を取り消します。
  - ① 個人の場合 氏名(ふりがな)、住所、性別、生年月日
  - ② 法人の場合 法人名、代表者及び役員等の氏名(ふりがな)、住所、性別、生年月日

## 4 入札参加申込みの方法等

### (1) 申込方法

「一般競争入札参加申込書（様式第1号）」に必要事項を記入・押印（印鑑登録された印（実印／代表者印）を使用してください。）の上、次に掲げる書類を添付して受付場所に提出してください。（郵送可、当日消印有効。ただし、電話、ファクシミリ及び電子メールによる申込はできません。）

### (2) 申込みに必要な書類

#### 【個人の場合】

- ア 誓約書（様式第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- イ 印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- ウ 住民票（世帯全員の表示があるもの）・・・・・・・・1通
- エ 身分証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- オ 市区町村税・料の納税証明書（滞納がない旨の証明書）・1通
  - ※ イ～オについては、発行後3カ月以内のもの。
  - ※ エについては、当該個人の本籍地の市区町村で取得。
  - ※ オについては、当該個人の住所の市区町村で取得。

#### 【法人の場合】

- ア 誓約書（様式第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- イ 印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- ウ 会社・法人の登記事項証明書・・・・・・・・・・・・1通
- エ 市区町村税・料の納税証明書（滞納がない旨の証明書）・1通
- オ 役員等一覧表（様式第3号）・・・・・・・・・・・・1通
  - ※ イ～エについては、発行後3カ月以内のもの。
  - ※ エについては、当該法人の本社所在地の市区町村で取得。

### (3) 申込みに当たっての留意事項

- ① 申込に当たっては、1個人又は1法人につき1申込みとなります。
- ② 共有名義での申し込みの場合は、共有予定者一覧（様式第1号別紙）に必要事項を記入の上、共有予定者全員が連名で記名・押印（実印）の上、前号に掲げる書類を付して申し込んでください。
- ③ 共有名義で申込んだ方は、同一物件につき他の共有名義人と重複して申し込むことはできません。（単独での申込みもできません。）

(4) 申込みが1者であった場合、入札は行いません。この場合、江田島市が定める最低売却価格により、申込者と売買契約を締結することとします。（ただし、申込者が入札参加資格を有すると確認できた場合に限る。）

## 5 入札等の日時及び会場

### (1) 入札日時

令和6年5月30日（木）午後2時から

- ※ 入札の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。
- ※ 入札開始時刻に遅れた場合、入札に参加できませんので、早めにご来場ください。

※ 駐車場が少ないので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

(2) 入札会場

江田島市役所本庁4階 会議室 (江田島市大柿町大原 505 番地)

※ 入札室への入室は、申込者又は代理人のみとさせていただきます。

(3) 入札辞退について

- ① 入札参加申込受付期間後の入札の辞退は、原則として認めません。
- ② やむを得ず入札を辞退される場合は、必ず入札参加受付期間中に辞退届(様式第4号)を江田島市役所総務部財政課(江田島市役所本庁3階)に提出してください。

(4) 入札日に持参するもの

- ① 筆記用具、印鑑(印鑑登録された印(実印/代表者印)。代理人による入札の場合は、委任状に押されている代理人使用印)
- ② 委任状(代理人による入札の場合のみ。様式第6号)

(5) 契約説明会

入札終了後、引き続き同会場において、落札者に契約説明会を開催します。

## 6 入札保証金の納付等

(1) 入札保証金の納付

- ① 入札参加者は、入札当日に入札保証金を納付しなければなりません。  
納付する入札保証金の額は、最低売却価格の100分の5(本件の場合、990,000円)の額を納付してください。
- ② 入札保証金は、入札開始までに入札会場内の受付で納付してください。預かり証を発行します。

(2) 入札保証金の返還

- ① 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後に預り証と交換で返還します。なお、入札保証金には、利息を付しません。

## 7 入札手続き

(1) 入札方法等(申込者本人による入札)

- ① 入札書は、所定の様式の入札書(様式第5号)を使用してください。  
入札書は当日配布しますが、あらかじめ記入し入札日に持参されても結構です。
- ② 入札書には、必要な事項を記入し、個人にあっては入札者の住所及び氏名(法人にあっては、入札者の所在地、法人名及び代表者氏名)を記入し、押印の上、入札を執行する市職員の指示に従って入札してください。
- ③ 入札書の押印は、印鑑登録された印(実印/代表者印)を使用してください。
- ④ 入札書の書換え、差換え、又は撤回はできません。
- ⑤ 入札書の金額欄には、消費税及び地方消費税を含めない「税抜き」額を記載してください。
- ⑥ 入札書への金額の記入は、アラビア数字を使用し、金額の頭書には「¥」を記入してください。

(2) 代理人による入札

- ① やむを得ず代理人の方が入札される場合は、委任状(様式第6号)が必要です。

- ② 委任状は、入札当日の入札開始までに受付職員に提出してください。
- ③ 委任状には、委任者の印（実印／代表者印）と受任者の使用印の両方を押印してください。この場合、入札書の押印には、委任状に押印された代理人使用印を使用してください。
- ④ 申込者本人の印（実印／代表者印）が押印された入札書により入札する場合、委任状は必要ありません。

(3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札公告又はこの要領に違反するもの
- ② 入札書に入札者の住所、氏名の記載及び押印がないもの
- ③ 入札書に金額の記載がないもの、又は金額を訂正したもの
- ④ 入札書の金額以外の記載事項を訂正、挿入、削除したときに当該箇所に訂正印の押印がないもの
- ⑤ 所定の様式以外の入札書を使用したもの
- ⑥ 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- ⑦ 最低売却価格に満たない金額で入札したもの
- ⑧ この要領3の入札参加者の資格に規定する、入札に参加することができない者が入札したもの
- ⑨ 入札関係書類に虚偽の記載のあるもの、又は必要な記載事項を確認できないもの
- ⑩ その他、入札者の意思が不明瞭であると認められるもの

## 8 落札者の決定方法等

(1) 落札決定の方法

- ① 開札は、入札後直ちに入札者の立会いの下で行い、江田島市があらかじめ定める最低売却価格以上の価額で、有効かつ最高の価額をもって入札した者を落札者とします。
  - ② 落札者が、入札参加資格の確認を要する者である場合には、当該最高価格入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。
  - ③ 入札参加資格確認の結果、落札候補者の入札参加資格が取消された場合は、当該落札候補者以外の者の内、江田島市があらかじめ定める最低売却価格以上の価額で、有効かつ最高の価額をもって入札した者を落札者とします。
  - ④ 落札者となる同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない市職員がくじを引くこととします。
  - ⑤ 開札又はくじ引きの後、落札者が決定した場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいない場合はその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。
- (2) 入札結果（落札の有無、落札金額、落札者の名称）については、公表します。
- (3) 落札者は、落札したことについての権利を、他者に譲り渡すことはできません。
- (4) 万一落札者が契約を締結しない場合、入札額第2位の者を新たな落札者とします。

## 9 売買契約の締結

(1) 売買契約の締結は、次の日時及び場所で行う予定です。

- ① 日時 落札者との協議による（おおむね入札執行日から3週間以内）
- ② 場所 江田島市役所 本庁3階 財政課（江田島市大柿町大原 505 番地）  
Tel 0823-43-1629

※ 当日落札者の都合により変更を希望する場合は、事前にお知らせください。  
また、市の都合で変更する場合があります。

- (2) 契約時に必要なもの  
印鑑（実印／代表者印）。

## 10 手付金及び売買代金の納付方法等

- (1) 本件入札では売買代金の全額即納を受けないため、手付金が必要となります。
- (2) 手付金の額は、売買代金の100分の10（円未満切捨て）とします。  
なお、落札者が納付した入札保証金を手付金の一部として充当することも可能です。
- (3) 手付金の納付に当たっては、落札後すみやかに江田島市が発行する納入通知書をお渡します。金融機関で納付した後、売買契約締結時に、領収書を御持参ください。
- (4) 売買代金から納付済みの手付金の額を差引いた残金（以下「残金」という。）については、江田島市が発行する納入通知書により、令和6年8月19日（月）までに、金融機関で一括納付してください。
- (5) 残金が納付期日までに納付されない場合、契約は解除され、手付金は、違約金として江田島市へ帰属します。
- (6) 残金が納付期日までに納付できない相当の理由があると認められる場合は、納期限を延期することができますが、この場合、遅延利息が発生する場合がありますので注意してください。

## 11 所有権の移転等

- (1) 本物件の所有権及び危険負担は、売買代金を完納したときに移転することとし、完納と同時に売買物件を引き渡したものとします。引渡し場所は、江田島市中町港です。
  - (2) 売買物件は、現状有姿（現在のあるがままの姿）での引渡しとなります。  
引渡し時点で売買物件内に存在する一切の動産等は、買受人に帰属するものとします。
  - (3) 所有権移転登記等、引き渡し後に必要となる手続は、市と買受人の協議によって進めます。これに伴う登録免許税など諸手数料の費用は、買受人の負担とします。
- ※ 登録免許税の税額については、6ページの【船舶の登記（売買）に係る登録免許税額について】を参照してください。
- (4) 本物件引渡し時に船底検査は行いません。
  - (5) 本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵が発見された場合にも、市は、担保の責任は負いません。

## 12 売買契約に係る特約事項

契約書は、社団法人日本海運集会所による「内航船舶売買契約書」の書式に準じて契約書を作成します。ただし、契約書に記載する特約事項については、落札者と協議します。

## 13 その他の留意事項

(1) 売却物件の下見会は、次のとおり行う予定です。

(下見会開催日) 令和6年4月8日(月)午後3時  
令和6年4月10日(水)午後3時  
令和6年4月15日(月)午後3時  
令和6年4月17日(水)午後3時

(下見会への参加申出期間) 令和6年4月4日(木)～令和6年4月16日(火)

※上記下見会開催日に参加が難しい場合は、ご相談ください。

参加の申し出は、江田島市総務部財政課に、メールで「会社名(個人名)、担当者名、参加人数、連絡先電話番号」を記載し、送信してください。

江田島市財政課メールアドレス: zaisei@city.etajima.lg.jp

江田島市財政課電話番号: 0823-43-1629

(2) 売却物件の利用等に係る諸規制についての調査・確認は、入札参加者自身において行ってください。

(3) 売買物件の活用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。

#### 14 入札参加の申込み又は落札のなかった場合の取扱い

今回の入札において、入札参加の申込み又は落札がなかった場合は、後日改めて入札を行うこととします。

#### 15 質問及び回答

売払物件に関する物理的・機能的・運用的事項に関する問い合わせは、文書・FAX又はメールで行ってください。(電話は不可。様式は自由とします。)

質問の受付期限は、令和6年4月25日(木)17時までです。

FAX 番号: 0823-57-4433

メール: zaisei@city.etajima.lg.jp

質問に対する回答は、令和6年5月8日(水)17時に市ホームページで公開します。

#### 収入印紙税額について

船舶売買契約書に貼付する収入印紙の税額は、次のとおりです。

契約金額(売買代金)	印紙税額
1,000万円を超え5,000万円以下	2万円
5,000万円を超え1億円以下	6万円
以下略	

#### 船舶の登記(売買)に係る登録免許税額について

登録免許税額 = 船舶の価額 × 税率(1000分の28)

## ○ 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させることができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四條の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第六十七條の九 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八條の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

## 物件説明書

物件番号 1

最低売却価格 18,000,000 円 (税抜き)

- 1 物件名 汽船「スーパー千鳥」
- 2 総トン数 92 トン
- 3 最大航海速力 26.76 ノット
- 4 尺度 全長 26.08m 登録長 24.52m  
幅 6.80m 深さ 2.30m 喫水 1.725m
- 5 用途 旅客船  
最大搭載人員 223 人+船員 2 人/1.5 時間未満  
160 人+船員 2 人/3.0~6 時間未満
- 6 航行区域 平水区域
- 7 特徴 V型・双胴 2機2軸
- 8 船質 軽合金
- 9 主機関 ヤンマーディーゼル(株) 12LAK-ST 2 1,100PS (809KW) 1,850min-1 2基
- 10 補助機関 いすゞ自動車(株) UM4BD1TE 1基
- 11 発電機 大洋電機(株) ATW22D 1基
- 12 特殊継手 日本ブルカン(株) RATO-S 1521-BR2310
- 13 設備 VHF 国際無線レーダー、GPS、冷暖房装置
- 14 進水年月日 平成9年6月
- 15 その他  
令和5年9月2日に第1種中間検査期限切れ。